高速道路番号 E1 E56 C4	141の2	文字は白 地は緑
［略］		

オ　［略］

(2)　［略］

［項を加える。］		
［同左］		

オ　［同左］

(2)　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、付表3(1)エの改正規定は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第５４０号
東京都八王子市中町９番９号
債務者　山田　守郎
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　仁史
4　破産債権の届出期間　平成29年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月６日午後２時
6　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３６２３号
東京都大田区多摩川２丁目24―26―2402
債務者　長島　啓一
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大宅　達郎
4　破産債権の届出期間　平成29年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９７５号
茨城県水戸市新荘１丁目７―38
債務者　石田　真規
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　邦久
4　破産債権の届出期間　平成29年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０３３号
千葉県市川市東菅野４丁目33―15
債務者　西根　正夫
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保博史
4　破産債権の届出期間　平成29年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０３７号
東京都世田谷区南烏山６丁目12―５―214
債務者　照原　正久
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉橋　博文
4　破産債権の届出期間　平成29年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０７２号
東京都大田区大森北３丁目34―５
債務者　田中　秀三
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　一樹
4　破産債権の届出期間　平成29年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０７８号
東京都江東区東雲１丁目９―18―723
債務者　田中　隆史
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　彰紘
4　破産債権の届出期間　平成29年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
東京地方裁判所民事第20部